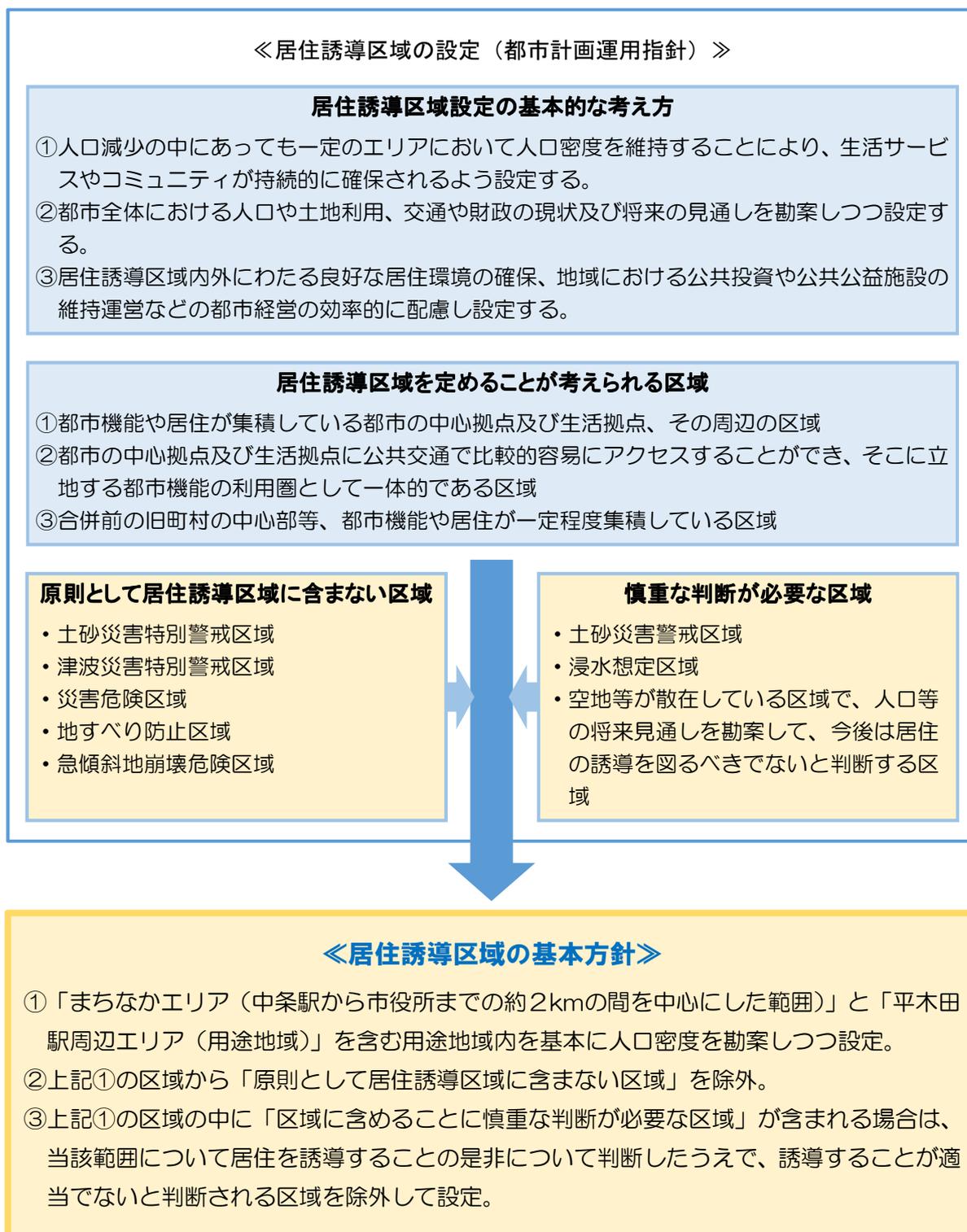


第5章 居住誘導区域の設定

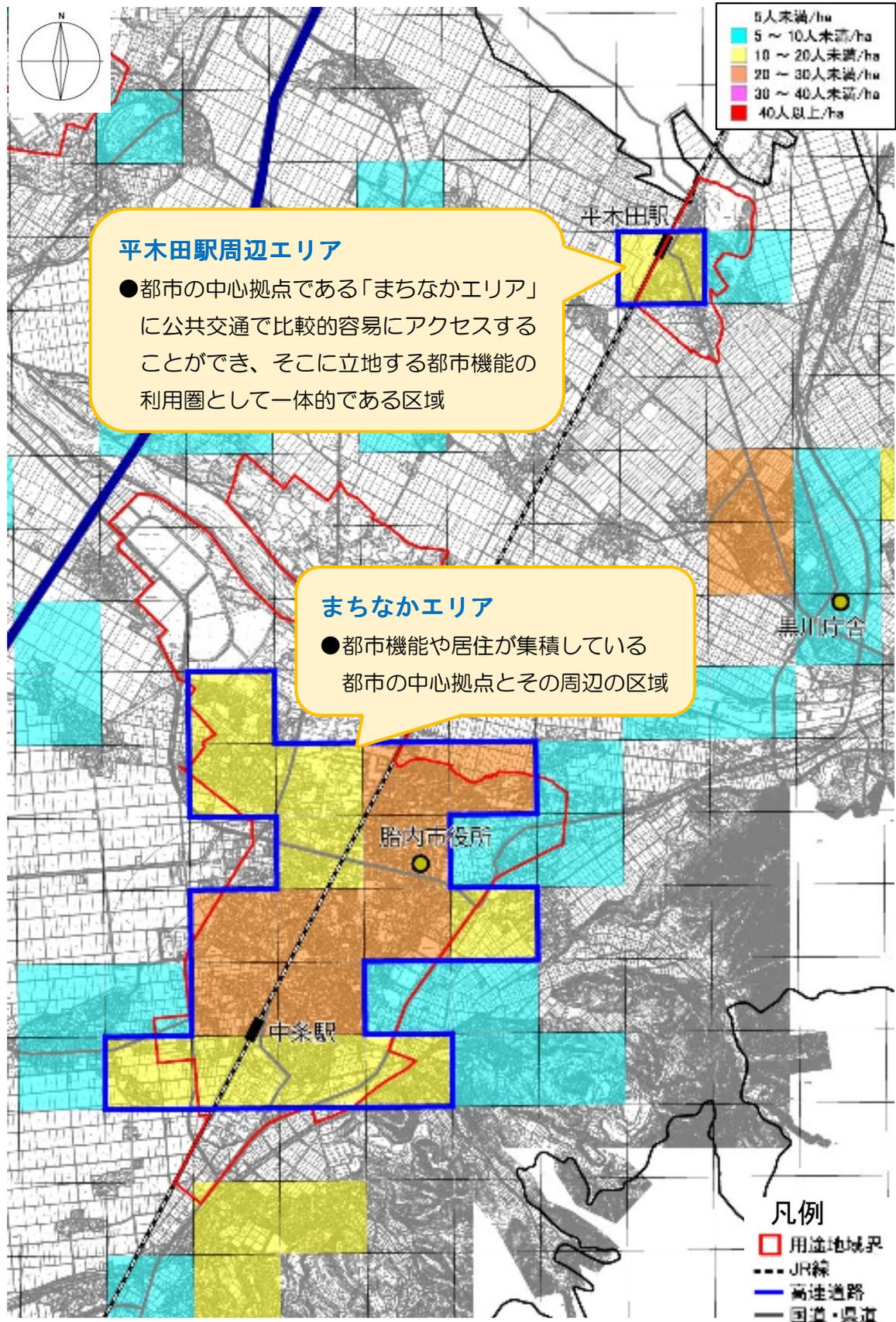
5-1 基本的な考え方

「4-4 居住誘導区域、都市機能誘導区域の基本方針」を踏まえ、居住誘導区域を設定します。



5-2 「居住誘導区域を定めることが考えられる区域」に関する考察

- ・人口密度を維持するために一定の人口集積を図る観点から、2040年推計において、全市的に見て相対的に人口密度が高いと判断できる10人/ha以上のエリアを居住誘導区域の基本と考えます。



5-3 「原則として居住誘導区域に含まない区域」に関する考察

●用途地域内に「原則として居住誘導区域に含まない区域」はない。

- ・「原則として居住誘導区域に含まない区域」に該当するエリアとしては、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域が指定されていますが、胎内市の場合、主に山際～山間部に指定されており、用途地域内では、土砂災害リスクの高い場所は見られません。
- ・したがって、用途地域内には「原則として居住誘導区域に含まない区域」に該当するエリアはありません。

5-4 「区域に含めることに慎重な判断が必要な区域」に関する考察

5-4-1 土砂災害警戒区域

●用途地域内に「土砂災害警戒区域」はない。

- ・土砂災害警戒区域は、主に山際～山間部に指定されており、用途地域内では、土砂災害リスクの高い場所は見られません。

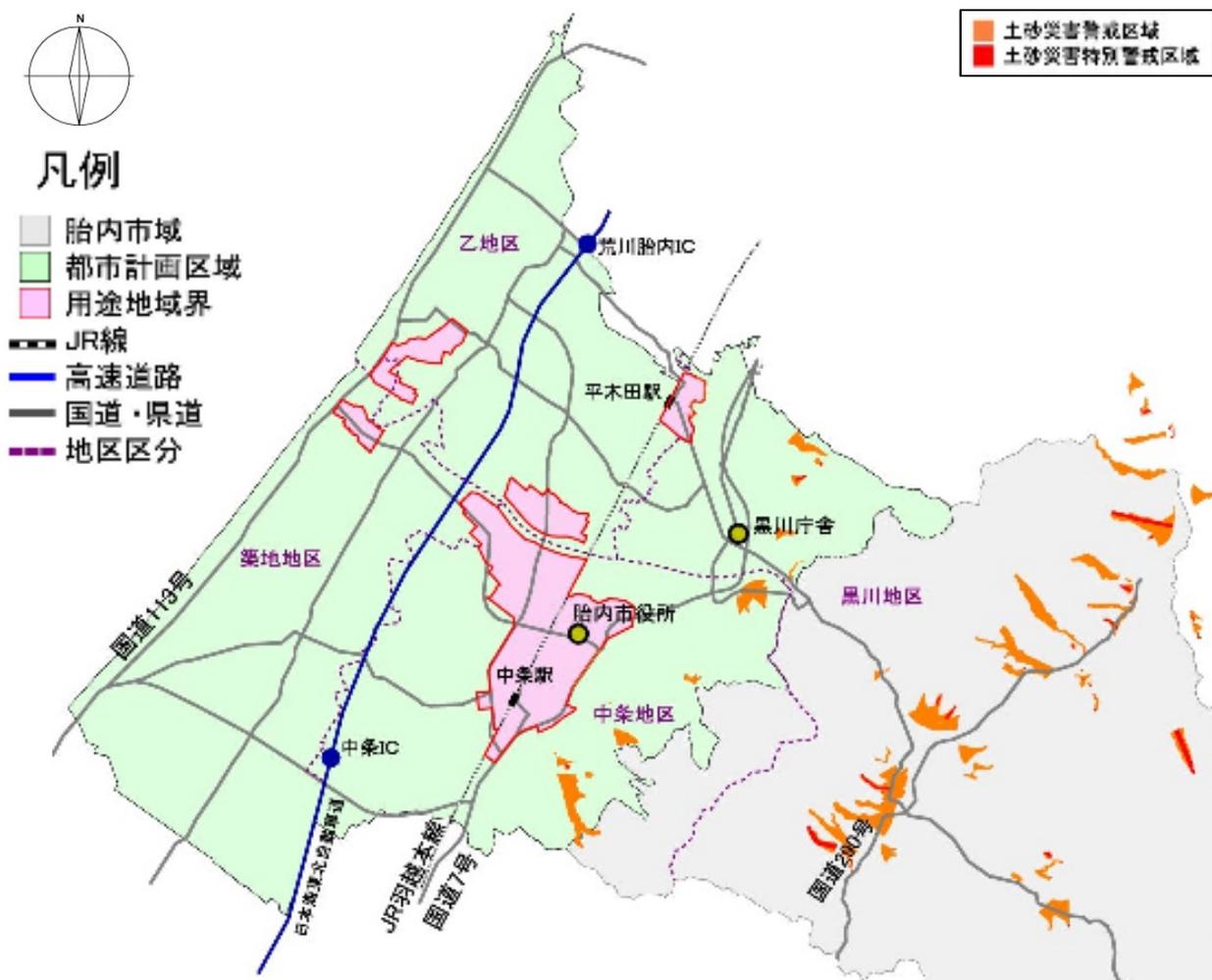
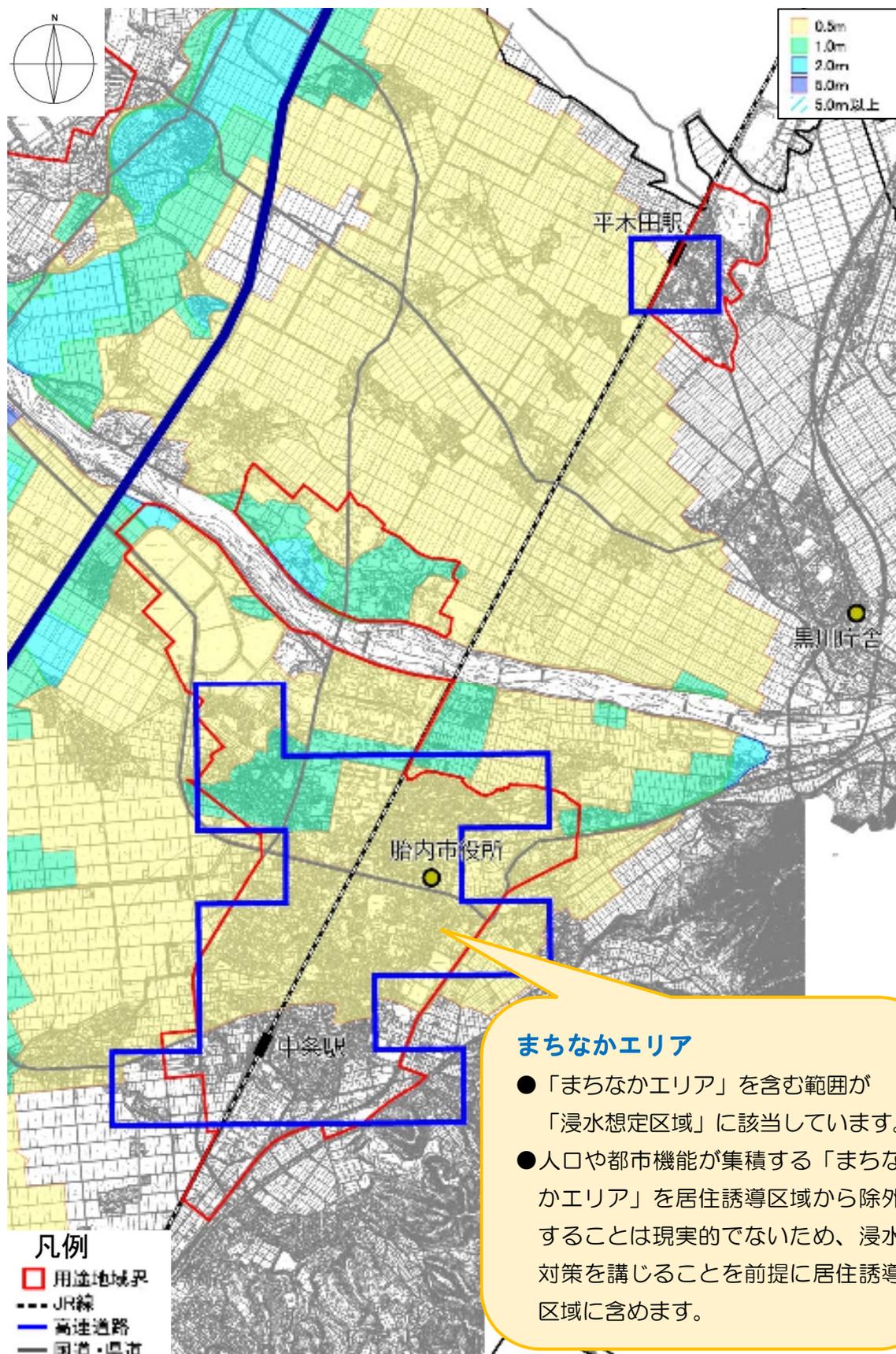


図 5-4-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

資料：洪水ハザードマップ

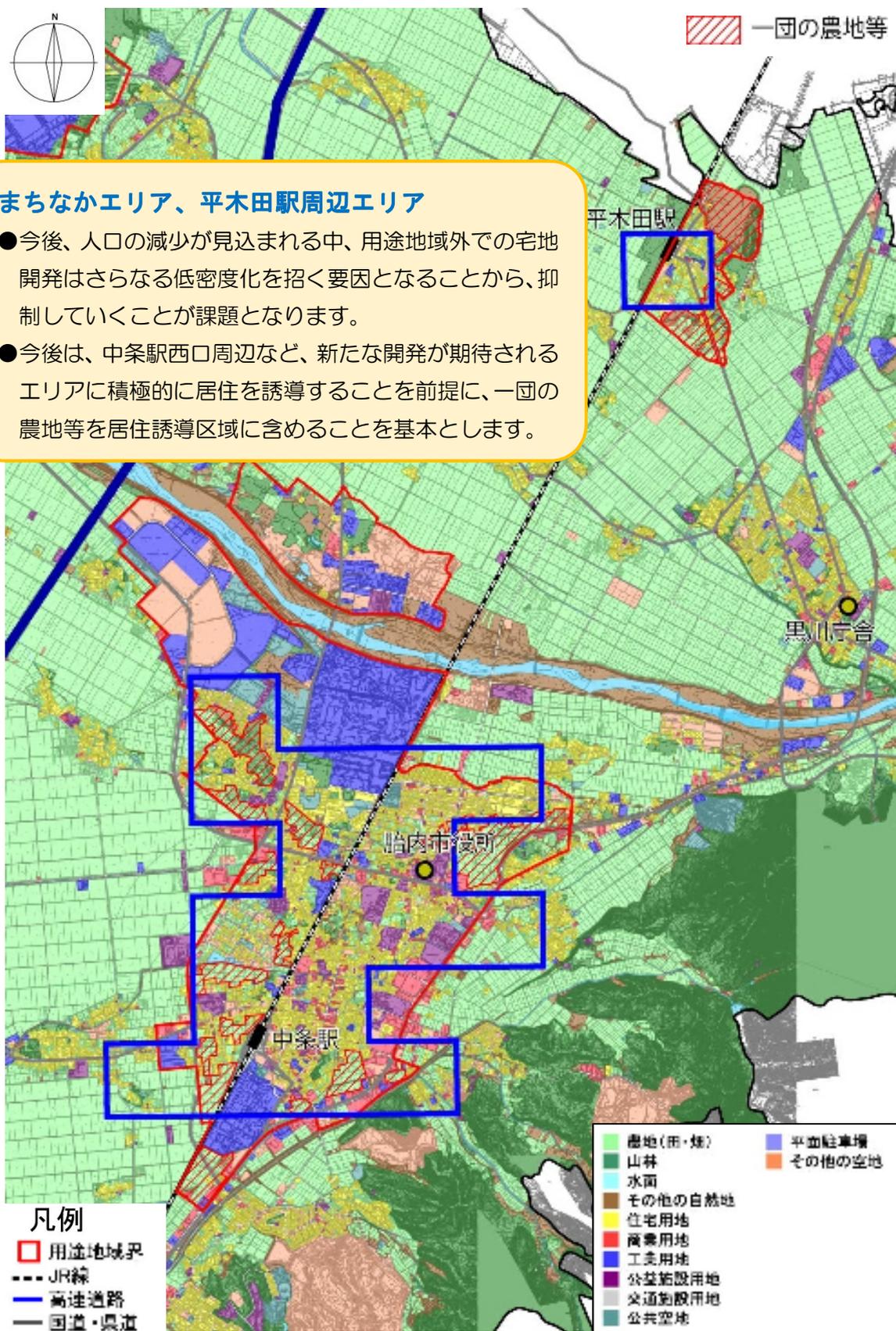
5-4-2 浸水想定区域

● 浸水想定区域は、浸水対策を講じることを前提に居住誘導区域に含める。



5-4-3 空地等が散在している区域

●一団の農地等は、居住誘導策を講じることを前提に居住誘導区域に含める。



5-5 居住誘導区域の設定

ここまでの考察結果を踏まえた上で、居住誘導区域の範囲を以下の通り設定します。なお、区域の設定は、道路や河川といった明確な地形地物の位置を踏まえて行います。

